

○総務省告示第二百四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月一日

総務大臣 村上誠一郎

一 (一) 特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(二) 変更前の名称

東日本電信電話株式会社

(三) 変更後の名称

N T T 東日本株式会社

(四) 変更年月日

令和七年七月一日

二 (一) 特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる

電気通信事業を除く。）

(二) 変更前の名称

西日本電信電話株式会社

(三) 変更後の名称

NTT西日本株式会社

(四) 変更年月日

令和七年七月一日

三(一) 特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる

電気通信事業を除く。）

(二) 変更前の名称

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(三) 変更後の名称

NTTドコモビジネス株式会社

(四) 変更年月日

令和七年七月一日